

平成26年度自転車規格標準化事業 J I S / I S O 関係実施報告書

(一財) 自転車産業振興協会
技 術 研 究 所

当協会は、自転車 J I S 原案作成団体として、また、「I S O / T C 1 4 9 (自転車) / S C 1」の幹事国かつ国内審議団体として、これまで多くの自転車規格 (J I S ・ I S O) の改正・審議を実施しているところ。

平成26年度においては、自転車規格標準化事業として J I S 及び I S O に係る諸案件を検討すべく、以下のとおり委員会及び各種作業部会等を設置・開催した。

I. J I S / I S O 等規格研究委員会

J I S 改正案件の審議には、広く公平性を保つため、学識経験者、消費者 (使用者)、製造者、中立者で構成する「J I S / I S O 等規格研究委員会」を設置・開催して、平成26年度事業計画及び改正案件の承認、J I S / I S O に係る事業概要並びに整合化等に係る具体的案件について審議・承認を実施した。

1. 会議等の開催

(1) 第1回 J I S / I S O 等規格研究委員会

日 時：平成26年4月23日

場 所：新橋・フロンティアビルディング5階会議室

議 題：平成26年度事業計画の承認

(2) 第2回 J I S / I S O 等規格研究委員会

日 時：平成27年2月20日

場 所：新橋・田中田村町ビル8A会議室

議 題：平成26年度 J I S 改正案件及び I S O 関連案件の審議・承認

II. J I S / I S O 等調査分科会

業界有識者で構成する「J I S / I S O 等調査分科会」を設置・開催して、自転車 J I S 及び I S O に係る網羅的な対応方針を検討するとともに、傘下の各作業部会が実施した各種検討案件の具体的内容について審議を実施した。

1. 会議等の開催

(1) 第1回 J I S / I S O 等調査分科会

日 時：平成26年10月3日

場 所：新橋・田中田村町ビル8C会議室

議 題：平成26年度 J I S 及び I S O 事業進捗報告

(2) 第2回 J I S / I S O 等調査分科会

日 時：平成26年12月8日

場 所：新橋・田中田村町ビル8C会議室

議 題：ISO国際会議報告及び今後のISO対応方針検討ほか

Ⅲ. JIS改正作業部会

平成26年度JIS改正案件である、D9111（自転車一分類及び諸元）及びD9414（自転車ブレーキ）の具体的改正内容の検討、並びにJIS/ISO整合化について検討を実施した。

1. 会議等の開催

(1) 第1回JIS改正作業部会

日 時：平成26年6月18日

場 所：新橋・田中田村町ビル8C会議室

議 題：JIS改正案件に係る具体的検討及び整合化に係る検討

(2) 第2回JIS改正作業部会

日 時：平成26年7月16日

場 所：航空会館205会議室

議 題：JIS改正案件に係る具体的検討及び整合化に係る検討

(3) 第3回JIS改正作業部会

日 時：平成26年9月10日

場 所：新橋・田中田村町ビル8B会議室

議 題：JIS改正案件の最終取りまとめ及び整合化に係る検討

(4) 第4回JIS改正作業部会

日 時：平成26年11月19日～20日

場 所：新橋・田中田村町ビル8C会議室

議 題：JIS/ISO整合化に係る具体的検討

(5) 第5回JIS改正作業部会

日 時：平成27年1月21日

場 所：新橋・田中田村町ビル8B会議室

議 題：JIS/ISO整合化に係る具体的検討

(6) 第6回JIS改正作業部会

日 時：平成27年3月27日

場 所：新橋・田中田村町ビル8B会議室

議 題：JIS/ISO整合化に係る具体的検討

Ⅳ. WG10対応国内作業部会

ISO/DIS6742（ランプ及びリフレクター）に対する国内コメントの集約及び国際会議に向けて対応方針の検討を実施した。

1. 会議等の開催

(1) 第1回WG10対応国内作業部会

日 時：平成26年4月17日
場 所：(一財)自転車産業振興協会 技術研究所
議 題：ISO/DIS6742に対する国内コメントの集約ほか

V. WG13対応国内作業部会

日本主導で改正作業を進め、平成26年7月に国際規格として発行された「ISO4210（自転車の安全要求事項）」の新たな検討案件を審議する場としてISOに設置された「WG13」に対して、日本における対応等を検討すべく「WG13対応国内作業部会」を設置・開催した。

1. 会議等の開催

(1) 第1回WG13対応国内作業部会

日 時：平成27年2月23日
場 所：新橋・田中田村町ビル8C会議室
議 題：ISO/WG13に対する対応方針等の検討

VI. ISO国際会議の出席

WG9及びWG10国内作業部会等で取りまとめた日本のコメント及び提案内容を積極的に発信するため、ISO国際会議へ参画した。

(1) ISO/TC149/SC1、WG9、WG10、WG12国際会議

日 時：平成26年10月20日～24日
場 所：オランダ・シマノヨーロッパ会議室
議 題：(1)WG12：ISO14878（警音器）審議、検討
(2)WG10：ISO6742（ランプ及びリフレクタ）審議、検討
(3)WG9：ISO4210（自転車の安全要求事項）検討課題

VII. JIS/ISO事業に係る成果

〔JIS関係〕

- 平成26年度改正案件である「JIS D9111（自転車一分類及び諸元）」及び「JIS D9414（自転車ブレーキ）」の2件の改正案を取りまとめ、業界パブリックコメントを経て、(一財)日本規格協会へ提出した。
- 日本が主導的立場で改正作業を実施した「ISO4210」と、現行JISの整合化については、昨年度、総論で整合化の方向で検討していく基本方針を確認したことから、現行のJIS体系に対して、改正JIS案（ISOとの相関含む）体系図等を策定した上で、ISOとの整合化に係る各論の素案（たたき台）を策定し、具体的検討を実施した。

〔ISO関係〕

- 日本が主導的立場で改正作業を実施した「ISO4210（自転車の安全要求事項）」については、平成26年7月に国際規格として発行された。

- ・ I S O / D I S 6 7 4 2 (ランプ及びリフレクタ) については、P L (フランス) の都合により作業が滞っていたが、日本を含む各国が分担・協力して p r e D I S 6 7 4 2 を策定した結果、平成 2 7 年 4 月には国際規格として発行される予定。
- ・ 「I S O 4 2 1 0 (自転車) の安全要求事項」の新たな検討案件を審議する場として I S O に設置された「I S O / T C 1 4 9 / S C 1 / W G 1 3」に対しては、日本として積極的に関与していく基本方針を確認し、その具体的対応方針等を検討する場として「W G 1 3 対応国内作業部会」を設置・開催したほか、C E N / W G 8 の動向等については、シマノヨーロッパを通じて積極的に情報収集に努めた。

VIII. 技術研究所の業務

〔J I S 関係〕

技術研究所は「自転車 J I S 原案作成団体」の事務局機能を担っており、J I S 改正案の素案(たたき台)の策定については、関係メーカの協力を得て、各種検証試験等を実施の上、得られた基礎データを分析・解析して改正作業に取り組むほか、関係機関との調整、業界有識者で構成する会議を開催して改正案の取りまとめを行うとともに、ホームページを通じて業界に広くパブリックコメントを募集するなど、自転車 J I S 改正に関わる一連の作業を実施している。

一方、自転車に関わる製品事故等に対しては、現行 J I S の妥当性について検証試験を行うなど、物づくりの指針である J I S の見直し作業等について、業界を主導する立場で実施している。

他方、昨今、製品や技術のグローバル化に伴い、国際標準(I S O)と各国規格の整合化が進められていく中で、現行の自転車 J I S と I S O の整合化も検討していく必要性が生じたことから、業界有識者で構成する作業部会を設置・開催して、鋭意、取り組んでいる。

〔I S O 関係〕

技術研究所は、「I S O / T C 1 4 9 (自転車) / S C 1」国内審議団体の事務局機能を担っており、自転車 I S O の日本における窓口業務として、I S O からの各種情報は、必要に応じて迅速に業界関係者等に周知するほか、I S O からの提案については、業界団体及び関係機関と協議の上、必要な国内対応体制(WG 作業部会)を立ち上げて具体的改正内容を検討するなど、自転車業界を主導する立場で事業を推進している。

また、国内向け技術サポートとして、日本から提案する案件の検証試験等を技術研究所で実施して、バックデータを積み上げて提案内容の信頼性を高める体制を整えたほか、策定された改正案については、業界関係者が判りやすいように他規格(J I S、E N など)との対比表を作成して周知するなど、きめ細やかな対応体制を構築している。

IX. J I S / I S O 事業の効果

〔 J I S 関係〕

自転車 J I S 原案作成団体として、技術研究所が中心となって、関係省庁及び関連団体、製造事業者等と一致協力して、物づくりの指針である J I S の見直し作業等を主導的立場で実施することにより、国内製品の品質向上に資するとともに、消費者の安全性確保を図ることができる。

〔 I S O 関係〕

日本が P L を引き受け主導的立場で取り組んだ結果、平成 2 6 年 7 月に国際規格として発行された「 I S O 4 2 1 0 (自転車)の安全要求事項」については、国際的にも高く評価されており、欧州標準化委員会 (C E N) では、そのまま E N 規格に反映するという決議が採択されている。

これらの成果は、関係省庁及び関連団体、製造事業者等が一致協力して、バックデータを積み上げて説明を尽くした提案内容の信頼性の高さが実証されるとともに、日本主導の基準策定スキルが国際的にも認知されることとなった。

一方、日本国内においては、 I S O 4 2 1 0 及び I S O 6 7 4 2 改正案をはじめ、 I S O に関する動向・情報などグローバルな情報を速やかに業界に対して提供することで、国内製造事業者が輸出する際に不利益を被らないような対応体制がより強固になった。

以 上